

固定資産税の第1期納期限が変わります

問 税務課固定資産税係
☎内線1111、1112

これまで評価替えの年を除いて第1期納期限を毎年4月30日としていましたが、平成29年度から評価替えの年に限らず、毎年**5月31日**となります。

これに伴い、縦覧帳簿の縦覧期間がこれまでより1カ月長くなりますので、所有する固定資産の価格の確認など、縦覧制度をぜひご利用ください。

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

問 税務課固定資産税係
☎内線1111、1112

平成29年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月3日から始まりです。

縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していただく制度です。

【縦覧帳簿の内容】

土地価格等縦覧帳簿には、所在地、地目、地積および価格を記載しています。

家屋価格等縦覧帳簿には、所在地、家屋番号、種類、構造、床面積および価格を記載しています。

【縦覧できる人】

土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（家屋のみの納税義務者は、縦覧できません）。家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（土地のみの納税義務者は、縦覧できません）。※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【縦覧期間】

4月3日（月）～5月31日（水）
（ただし、土・日・祝日は除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場所】

税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】

手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。なお、資産確認のため名寄帳の交付を受ける人は、本人確認のため、個人番号カードや運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要で

す（代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要）。

生涯学習関係の補助制度紹介

問 生涯学習課社会教育係 ☎内線341
スポーツ振興係 ☎内線311

●松浦市文化・スポーツ振興基金事業補助金

文化およびスポーツの振興を図るため、松浦市文化・スポーツ振興基金を設置し、市民皆さん（団体・個人）が実施される文化・スポーツ事業および大会等出場に関する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

※実施を計画される場合はお早めにご相談ください。補助金の交付には事前の申請が必要となります。

●松浦市自治公民館補助金

地域における社会教育および自治会の振興を図るため、自治公民館（地区公民館）の新築・増改築・修復・駐車場整備・キッチンセット整備・空調機器整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

平成29年度に整備を計画している自治会は、4月から6月末日までの期間内に計画届を提出してください。締切後に計画内容を精査の上、交付先を決定します（事前着工は不可）。なお、著しい雨漏りなど、緊急を要するものについては、随時ご相談ください。

全国子ども会安全共済会

問 生涯学習課社会教育係
☎内線343

平成29年度全国子ども会安全共済会の申し込み受け付けを開始します。

【提出先】

《3月10日（金）～》

生涯学習課、福島分室、鷹島分室

《3月10日（金）～5月12日（金）》

市立公民館

（中央、福島、鷹島を除く）

◆加入申込書は、平成28年度に加入済の単位子ども会へ郵送します。未加入の単

位子ども会は、各提出先で申込書をお受け取りください。（市役所ホームページからダウンロード可）

◆5月31日までに県への会費の納入が完了した場合は、4月1日にさかのぼって資格を取得できるようにしていますが、余裕をもって早めに申し込みをお願いします。

◆6月1日以降の加入は、県への会費の納入が完了した翌日から資格を取得することになりますのでご注意ください。

「まつうら出前講座」ボランティア講師募集

問 生涯学習課社会教育係
☎内線343

これまでに趣味や習い事で身に付けた特技などを、市内の児童・生徒や地域の人々に教えるボランティア講師を募集します。

児童・生徒、地域の人々の学習の場に出向き、自分の特技を教えることによって、市民皆さんの生きがいづくりと学習活動の促進を図るものです。皆さんのご応募をお待ちしています。

【申込方法】

「まつうら出前講座」ボランティア講師登録申込書に必要事項を記入し、提出してください。

◆申込書は問合せ先および各市立公民館に設置しています。市ホームページからもダウンロードできます。





3月は 自殺対策強化月間です

健康ほけん課健康推進係
☎内線129、166

自殺対策強化月間は、3月が1年で最も自殺者が増える傾向にあることから、平成22年に国において定められました。

最新の統計によると、平成27年の自殺者数は、全国で約2万4千人、長崎県で261人で、松浦市においても7人が自ら命を絶つており、という現状となっています。

●自殺は誰にでも起こり得る
自殺は、その多くがさまざまに社会的要因によって追い詰められた状態から起こると言われており、決して特別なことではなく、誰にでも起こり得る社会的な問題です。

自殺を個人的な問題として捉えるのではなく、私たち一人一人が関心と理解を示し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、社会全体で自殺対策に取り組むことが大切です。

●一人一人がゲートキーパー
「ゲートキーパー」とは特別な資格ではなく、悩んでいる人に気付き声を掛け、

話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のことで、誰かを助けたいという気持ちがあれば誰でもなることができます。孤立や孤独を防ぐことが自殺予防には重要です。身近な人の悩みに気付いたら、それぞれの立場でできることをしましょう。

●悩みを抱えている人は、まずは相談しましょう

電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される全国共通の電話番号が設定されています。悩みを抱えている人は決して一人で悩まずに、大切な命を守るために、まずは相談しましょう。

◆この健康相談一ダイヤル

☎0570-064-556

(※相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります)

◆より早いホットライン24時間対応

☎0120-279-338

3月1日～8日は 『女性の健康週間』

健康ほけん課健康推進係
☎内線168

厚生労働省では、女性の健康に対する関心や女性を取り巻く健康課題に対する意識の向上を図るため、3月1日～8日を「女性の健康

週間」と定めています。ぜひこの機会に、生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすために、ご自身の健康を見つめ直してみませんか。

なお、市では、6・7月に行う住民(集団)健診において、年齢に応じて各種がん検診を実施するほか、一定の年齢の人に対して、受診料が無料となるクーポン券事業を行う予定です。詳細は、4月に全世帯あてに配布する住民健診の申込書をご覧ください。

伊万里湾を きれいにしましょう

伊万里湾環境保全対策協議会事務局
(市民生活課生活環境係)
☎内線141

伊万里湾環境保全対策協議会では、天然の良港として古くから栄えた伊万里湾をきれいにする運動を呼び掛ける啓発活動などを行っています。きれいな海を守るために皆さんの協力をお願いします。

◆身近にできること

- ・野菜の切りくずや食べ残しを直接流さない。
- ・食器や鍋の汚れは、ゴムへらなどで拭き取ってから洗う。

・残った油は、新聞紙などに染み込ませ、燃えるゴミとして処理する。
・お風呂の残り湯は洗濯に利用する。

※加入申込用紙はあらかじめ世帯に配布しておりますので、できるだけご利用ください。

第10回特別弔慰金の 請求はお済みですか？

福祉事務所福祉総務係
☎内線147、153

平成29年度 交通災害共済加入受付

市民生活課住民係
☎内線124

国内で自動車、電車、原動機付自転車、自転車(16インチ以上)などの接触、衝突などにより事故に遭われた場合が対象です。

【共済掛金】
加入者一人につき500円(年間中途加入者についても同額です。)

【共済期間】
平成29年4月1日～
平成30年3月31日

※4月1日以降に加入される人は、申込書が受理された時から平成30年3月31日までです。

【加入できる人】
本市に住民登録している人(外国人含む)。

※就学のために一時的に転出している人も可能

【申込窓口】
市民生活課住民係または各支所・出張所

戦没者等のご遺族を対象に第10回特別弔慰金の請求受付を行っています。該当される人は、請求期限までに手続きをお願いします。

また、前回の請求者がお亡くなりになっている場合でも別の人で請求できる場合がありますのでお問い合わせください。

なお、請求書提出後、国債の受け取りまで1年近くかかる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

【支給内容】
額面25万円、5年償還の記名国債

【対象】
戦没者等の子、兄弟姉妹、甥姪等(優先順位があります)
※戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していない場合は、対象とならないこともあります。

【請求期限】
平成30年4月2日(月)